**守谷市政治倫理審査会の概要**

　守谷市の政治倫理審査会は，政治倫理確立のために必要な事項の調査，審査等を行う機関として，地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき，市の附属機関として設置した審査会です。主な，職務，身分等につきましては，以下のとおりです。

１　審査会の主な職務

●市長，副市長，教育長又は市議会議員が，守谷市政治倫理条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがある場合や，市民からその旨の調査請求があった場合，又は，契約に関する遵守事項に反する行為をした疑いがある場合に審査会を開きます。

●必要な調査，審査等を行い，違反があったかどうかの判断を行います。

●倫理基準に違反するとの結論が出た場合には，調査結果を市の広報やホームページ等でその旨を公表します。

２　審査会の開催回数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平成２８年度 | ０回 | 平成２４年度 | ０回 |
| 平成２７年度 | ０回 | 平成２３年度 | １回（委嘱状の交付等） |
| 平成２６年度 | １回（委嘱状の交付等） | 平成２２年度 | ０回 |
| 平成２５年度 | ０回 | 平成２１年度 | １回（条例改正） |

※　市民からの調査請求による審査会は平成１３年度以降開催されておりません。

３　審査会委員の構成

　　委員会の委員は次の５人で構成されています。

　　（１）専門的知識を有する者　２人

（２）選挙権を有する守谷市民から公募により選出　３人

　　※　「専門的知識を有する者」につきましては，現在，筑波大学教授と弁護士にお願いしています。

４　委員の任期

３年

５　審査会委員の身分

　　地方公務員法第３条第３項第２号に規定する非常勤特別職です。

６　報酬等

　　会長　１１，９００円（日額）

委員　１０，３００円（日額）

※この金額から所得税が控除された金額を支給します。

※上記報酬のほか，交通手段等に応じて費用弁償を支給します。

**【参考資料】守谷市政治倫理条例**

**守谷市政治倫理基準（条例2条1項）**

(1)　市民全体の奉仕者として品位と名誉を損うような一切の行為を慎み，その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

(2)　常に市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め，その地位による影響力を不正に行使していかなる報酬等も授受しないこと。

(3)　市並びに市が関係する公共工事，業務委託，物品納入及び使用資材の購入（条例中，「工事等」という。）に関して特定の業者の推薦又は紹介をするなど，有利な取り計らいをしないこと。

(4)　市職員の採用に関しての推薦又は紹介をしないこと。

(5)　市営施設等に入居し，又は入所することに関して推薦又は紹介をしないこと。

**刑法事犯に関する規定（条例6～8条）**

・市長等又は議員が，刑法事犯により起訴された場合や，有罪判決の宣告を受けた場合に，なお引き続きその職にとどまろうとするときは説明会を開催することができる。

・市長等又は議員が，刑法事犯の有罪判決の宣告を受け，その刑が確定したときは，市長及び議会は，その名誉と品位を守り，市民の信頼を回復するため必要な措置を執るものとする。

**兼業報告書の提出（条例9条）**

・市長等及び議員は，自身又は配偶者，同居の親族，1親等以内の親族が事業を営んでいる場合や，これらの者が ①主として収益事業を営む法人等 ②市の許認可が必要な事業を営む法人等 ③市から補助を受け，又は受けようとする法人等の役員に就いている場合は，兼業等報告書を提出するよう努めるものとする。

**契約に関する遵守事項（条例10条1項・2項）**

1　以下に掲げる企業は，市及び市が関係する工事等の1回につき20万円を超える契約を辞退しなければならない。

①役員をしている企業

市長等若しくは議員が　　　②実質的に経営に携わっている企業

　　　　　　　　　　　　　　　　資本金1/3以上出資している企業

　　　　　　　　　　　　　　　　その経営方針に関与している企業

③年額240万円以上の収入を得ている企業

2　市長等及び議員は，上記の遵守事項により企業が契約を辞退するときは，市民に疑惑を持たれないように責任をもって企業の辞退届を提出する。

**★市民の調査請求権（条例5条）**

・市民は，市長等及び議員がこの条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるときは，これを証する資料を添えて，調査を請求することができる。

他市での事例

**※飯塚市長・副市長の賭けマージャンについて**

①一般職の勤務時間中に，賭けマージャンをおこなっており（条例4条1号違反），②指定管理者に予定されている業者が参加しており便宜供与が図られた（条例4条3号違反）疑いがある。

⇒①条例4条1号に違反している。

②便宜供与の事実が確認できなかったため，判断に至らなかった。

**第4条**　市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1)　市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(3)　市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。

**※唐津市長迂回献金疑惑等について**

①市長が、選挙運動費用収支報告書について多額の資金の出所を修正したこと、および同報告書の作成に出納責任者が関わっていなかったこと⇒条例3条4号に違反する。

②市長が代表を務める自民党佐賀県唐津市１０１支部が、市発注工事請負業者から寄附を受けていたこと、および市長選直前に市補助金交付団体から寄附を受けていたこと

⇒条例3条2号に違反し，その政治的姿勢は3条4号に違反する。

③１０１支部と後援会との間の不透明な寄附金の流れが生じていたこと

⇒条例3条2号及び4号に違反する。

④市長の後援活動を行う地域団体の役員全員が，市の駐在員になっていることについて

⇒3条4号に違反する。

**第3条**　市長等は，次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(2)　政治活動に関し，企業，団体等から，政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし，その後援団体についても同様に措置すること。

(4)　市民を代表する者としてその名誉及び品位を議するような一切の行為を慎み，その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。